



届出、証明

届出、登録、証明

戸籍の届出

届出先・問合せ先 戸籍住民課戸籍第一係(本庁舎2階)

☎5984-4530

戸籍住民課戸籍第二係(石神井庁舎2階)

☎3995-1105

※お住まいにかかわらず、区役所と石神井庁舎のどちらでも受け付けています。区民事務所では取り扱っていません。

種類	届出人	届出先	届出期間	必要なものおよび注意事項
出生届	父または母、もしくは父母(連名) (父または母が届け出られないときは、お問い合わせください)	本籍地、または出生地、 あるいは届出人の住所地 の区市役所・町村役場	生まれた日から14日以内	届 書 1通 添付書類 出生証明書(出生届に付いています。医師または助産師に記入してもらってください)、 母子健康手帳 注 意 命名は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナに限ります。
死亡届	親族 (親族が届け出られないときは、お問い合わせください)	死亡者の本籍地、または 届出人の住所地、あるいは 死亡した場所の区市役 所・町村役場	死亡の事実を知った日から 7日以内	届 書 1通 添付書類 死亡診断書(死亡届に付いています。医師に 記入してもらってください)
死体火葬許可申請も同時に手続きしてください(火葬場を決めてからおいでください)。				
婚姻届	夫と妻	夫か妻の本籍地、または 住所地の区市役所・町村 役場	—	届 書 1通 注 意 - 証人(成人2人)の署名が必要です。 - 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。
離婚届	夫と妻 (調停(裁判)離婚の場合は申立人)	夫婦の本籍地、または住 所地の区市役所・町村役 場	調停(裁判)離婚の場合は、 調停の成立または審判・判 決の確定日から10日以内	届 書 1通 添付書類 調停(裁判)離婚の場合は調停調書の謄本などが必要 です。 注 意 - 証人(成人2人)の署名が必要です(調停(裁判)離婚 の場合は不要)。 - 夫婦間の未成年の子については親権者を定めてくだ さい。 - 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免 許証、パスポートなど)をお持ちください。
旧姓に戻らずに婚姻中の氏をそのまま使いたい場合は、お問い合わせください。				
転籍届	戸籍筆頭者と配偶者	転籍地、現本籍地または 住所地の区市役所・町村 役場	—	届 書 1通
その他の届出については、お問い合わせください。				

ご不幸があったとき

おくやみハンドブック

問 戸籍住民課 ☎5984-1273

各手続きに必要なものなどをまとめたパンフレットです。

配布場所 各区民事務所



おくやみコーナー

問 おくやみコーナー専用ダイヤル ☎5984-1198

おくやみに関する多岐にわたるお手続きについて、一括して案内・受付を行っています。

亡くなられたときの主な手続き

国民健康保険 (死亡の届出は不要です)	国保年金課こくほ資格係 ☎5984-4554
国民健康保険(保険料の納付)	収納課納付相談係(納付案内センター) ☎5984-4547
国民健康保険(葬祭費支給)	国保年金課こくほ給付係 ☎5984-4553
後期高齢者医療制度 (死亡の届出は不要です)	国保年金課後期高齢者資格係 ☎5984-4587
後期高齢者医療制度 (保険料の納付)	国保年金課後期高齢者保険料係 ☎5984-4588
後期高齢者医療制度 (葬祭費支給)	国保年金課後期高齢者資格係 ☎5984-4587
介護保険に関すること (死亡の届出は不要です)	介護保険課資格保険料係 ☎5984-4592
国民年金に関すること	国保年金課国民年金係 ☎5984-4561 練馬年金事務所 ☎3904-5491(代)
世帯主の変更	各区民事務所 ➡ 22・23p参照
身体障害者手帳・愛の手帳の返還	管轄の総合福祉事務所障害者支援係 ➡ 25・123p参照
精神障害者保健福祉手帳の返還	保健予防課精神保健係 ☎5984-4764
子ども医療費助成(乳・子・育医療証)、 ひとり親家庭等医療費助成(親医療証)	子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824
児童手当、児童扶養手当、児童育成 手当、特別児童扶養手当	子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824

葬儀

問 地域振興課事業推進係 ☎5984-1523

区民葬儀

葬儀費用の負担軽減のため、区民葬儀取扱業者が行っている葬儀です。取扱業者に申し込み後、死亡届を提出するときに区民葬儀券を請求し、取扱業者に渡してください。

区民葬儀券発行窓口 戸籍住民課戸籍第一係(本庁舎2階)、戸籍第二係(石神井庁舎2階)

区民葬儀取扱葬儀店

今井葬儀社	旭丘1-76-2	☎3951-2527
石山葬儀社	豊玉北5-17-8	☎3992-4243
今井商店	中村北4-2-8	☎3999-1318
東京祭典	練馬4-11-11	☎3991-2295
金周内田	北町1-16-6	☎3933-0426
西武葬儀社	南大泉3-31-24	☎3924-3040
伊藤葬儀社	大泉学園町3-6-35-103	☎3924-7498
小澤葬祭	関町北4-1-10	☎3920-0878
小澤葬祭 上石神井支店	上石神井4-4-22	☎3920-4733
マキノ祭典	上石神井4-9-24	☎3929-1040
マキノ祭典 東大泉店	東大泉3-16-31	☎6904-5010
マキノ祭典 大泉学園町店	大泉学園町6-12-44	☎3921-1616
マキノ祭典 大泉学園駅前店	東大泉3-17-19	☎3924-0080
マキノ祭典 石神井公園駅前店	石神井町7-1-2	☎6913-2075
まごころ式典	土支田4-13-6	☎6760-6409
長谷川葬儀社	早宮3-43-4	☎5912-5646
きよせ典礼	西大泉6-3-7	☎3921-9090
ネクストワン	高松3-7-17 フレグランス光が丘1階	☎3991-0278

区民葬儀助成金

区民葬儀を利用した方のうち、令和8年4月1日以降に23区が指定する民間火葬場(町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場)を利用し、火葬費用を負担した方に対して、助成金を支給します。

区指定葬儀場使用料助成金

区が指定した葬儀場で通夜・葬儀(社葬は除く)を行った場合、会場使用料の一部を助成します。

区指定葬儀場

江古田斎場	小竹町1-61-1	☎3958-1192
東高野会館	高野台3-10-3	☎3995-3724
大泉橋戸会館	大泉町6-24-26	☎3925-1325
石神井寶亀閣斎場	石神井台1-2-13	☎3996-0214
豊島園会館	練馬3-22-6	☎3991-2234 ☎0120-17-9876 (夜間)

住民記録の届出

届出先・問合せ先 各区民事務所→22・23p参照

住所や家族構成などが変わるときは、下表の届出期間内に届出を行ってください。期間内に届出がない場合は、過料が科せられる場合があります。

※外国人住民の方(中長期在留者、特別永住者など)も住所や家族構成が変わる場合は日本人同様に下記の届出を行ってください。

種類	どんなとき	届出期間	必要なものおよび注意事項
転入届	区外(国内)から引っ越してきたとき		・届出人のマイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など本人確認できるもの(有効なものに限る) ・前住所の区市町村発行の転出証明書(ただし、前区市町村でマイナンバーカードによる特例の転出届を行っている方で転出予定日から30日以内に、マイナンバーカードを持参して特例の転入をされる方は不要です) ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・外国人住民の方は、上記に加え転入される方全員の在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書のいずれかが必要です。 ・在学証明書(練馬区立の小中学校に転校する場合のみ)
	国外から引っ越してきたとき ※住民基本台帳に記載されていない外国人の方が、新たに中長期在留者になられたときも同様の手続きが必要になります。	引っ越しした日から14日以内(引っ越し前の届出はできません)	・届出人のマイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など本人確認できるもの(有効なものに限る) ・転入される方全員のパスポート(入国の際は、必ず、入国日のスタンプを押印して貰ってください。入国日のスタンプがない場合は搭乗券の半券など入国日が確認できる書類も提示してください。) ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)と戸籍の附票の写し(日本人のみ) ・外国人住民の方は、転入される方全員のパスポートと在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書のいずれかが必要です。 ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・基礎年金番号のわかるもの(国民年金第1号被保険者の対象となる方のみ)
転居届	練馬区内で引っ越ししたとき	引っ越しした日から14日以内(引っ越し前の届出はできません)	・届出人のマイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など本人確認できるもの(有効なものに限る) ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・転居される外国人の方は、在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書のいずれかが必要です。 ・在学証明書(練馬区立の小中学校に転校する場合のみ)
転出届	区外へ引っ越しするとき	引っ越しする14日前から(引っ越し後も受け付けします)	・届出人のマイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など本人確認できるもの(有効なものに限る) ・マイナンバーカードをお持ちの方は、引っ越し日の30日前から、マイナポータルを利用してオンラインで転出届を提出できます(転出先が国外の場合を除く)。 ・郵送でも届出ができます。詳しくは各区民事務所にお問い合わせください。
世帯変更届	世帯主が変わったとき	変更があった日から14日以内	・届出人のマイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書など本人確認できるもの(有効なものに限る) ・詳しくは各区民事務所にお問い合わせください。

※特別永住者の方が所持する「外国人登録証明書」は、法令で定める期間は、特別永住者証明書とみなされます(「みなし特別永住者証明書」といいます)。

※外国人住民の方は、続柄を証明する書類(外国語の場合は、訳者を明らかにした邦訳文を添付すること)が必要になることがあります。

※後期高齢者医療制度→35p、児童手当→43p、介護保険→61pの手続きは各担当課へお問い合わせください。

特別永住者証明書の申請

問 戸籍住民課住民記録係

☎5984-2796

▶ 申請・届出先および窓口受付時間

各区民事務所(→22・23p参照)

平日 午前8時30分～午後5時

※土・日・祝休日、年末年始は受け付けません。

※中長期在留者の在留カードは、出入国在留管理局で取り扱いいます。

▶ 有効期限

- ・ 特別永住者証明書
券面記載の有効期限まで
- ・ 外国人登録証明書(みなし特別永住者証明書)
16歳の誕生日まで

▶ 申請に必要なもの

- ・ 特別永住者証明書または外国人登録証明書(みなし特別永住者証明書)
- ・ 有効な旅券(持っている方のみ)
- ・ 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cmで6か月以内に撮影し、無帽、無背景、正面向)

紛失などによる再交付申請の場合

- ・ 紛失などを証明する資料

国籍、氏名などの変更届出の場合

- ・ 変更が生じたことを証明する文書

主な手続き	申請期間
有効期間更新申請	有効期限の3か月前から有効期限の日まで
再交付申請(紛失など)	失った事実を知ってから14日以内
再交付申請(汚損など)	すみやかに申請してください。
国籍、氏名などの記載事項変更届出	変更してから14日以内に届け出てください。

※主な手続きの他、住居地の変更届と同時にマイナンバーカードと一体化した特定特別永住者証明書の申請ができます。

印鑑登録

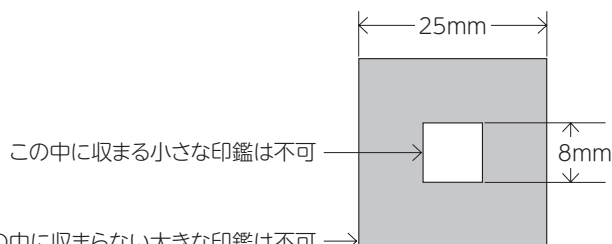
登録先・問合せ先 各区民事務所→22・23p参照

▶ 登録できる方

練馬区の住民基本台帳に登録されている方(15歳未満と印鑑登録をする意思能力を有しない方を除く)

▶ 登録できない印鑑(例示)

- ・ 8mm四方の中に収まるもの、または25mm四方の中に収まらないもの
- ・ 印影が氏名を表していないもの、氏名以外の記載(職業など)をしたもの。その他、氏名の表記の仕方によっては登録できない場合があります。
- ・ ほかの方(家族を含む)がすでに登録している印鑑
- ・ 印影が不鮮明なもの。または判読が困難なもの
- ・ ゴム、プラスチックなど、変形・磨耗しやすい材質で作ったもの(量産されている印鑑は適当ではありません)



▶ 登録手数料 50円

▶ 交付の流れ

- ①本人が、登録する印鑑と本人確認書類(資格確認書・年金手帳など)を持って各区民事務所に申請します。
- ②区から自宅へ照会書が郵送されますので、必要事項を記入し、登録印を押印します。
- ③照会書と本人確認書類(資格確認書・年金手帳など)を、申請した区民事務所に30日以内に持参すると、印鑑登録証(カード)が交付されます。

※代理人が手続きをするときは委任状が必要です。

※特例として、本人が日本の官公署発行の写真付きで有効な本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、日本のパスポート、在留カード、特別永住者証明書など)を提示したとき、または条例に定める保証書を持参したときは、即日交付できます。詳しくは、手続きをする区民事務所にお問い合わせください。

戸籍、住民票などの証明書のとり方

住民記録関係および印鑑登録証明書

請求先・問合せ先 各区民事務所→22・23p参照

必要なもの

■住民記録関係 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

■印鑑登録証明書 印鑑登録証(印鑑は不要)

※代理人が請求する場合の証明書の委任状についてはお問い合わせください。
※外国人住民の住民票の写しなどには、外国人登録原票に記載されていた父母や配偶者の氏名、上陸許可年月日、過去(平成24年7月8日以前)の氏名・通称・国籍・居住地の変更履歴などは記載されません。ご自分や未成年の子、亡くなった親族などの外国人登録原票の写しが必要な方は、出入国在留管理庁(外国人登録原票担当)☎5363-3005へお問い合わせください。

戸籍関係の証明書

請求先・問合せ先

- ・戸籍住民課戸籍第一係(本庁舎2階) ☎5984-4530
- ・戸籍住民課戸籍第二係(石神井庁舎2階) ☎3995-1105

※本籍地が練馬区以外の方でも令和6年3月1日から練馬区でお手続きができるようになりました。対象となる証明書や請求条件はお問い合わせください。

必要なもの

本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

住民税の証明書

請求先・問合せ先 税務課税証明・軽自動車税担当(本庁舎4階)
☎5984-4536

取扱窓口・手数料

種類		手数料	各区民事務所	戸籍第一係・戸籍第二係	コンビニ交付	郵便局*6
戸籍関係	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)*1 戸籍に記録されている方全員の証明	本籍が練馬区 1通 450円 *2(350円)	○*3	○	○	○
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)*1 戸籍に記録されている方全員の証明	本籍が練馬区外 (戸籍の広域交付) 1通 450円	○*4	○	—	—
	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)*1 戸籍に記録されている方のうち、必要とする方だけの証明 ※本籍が練馬区外の方は本籍地の自治体でお手続きください。	1通 450円 *2(350円)	○*3	○	○	○
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)*1 除籍になった戸籍に記録されている方全員の証明	本籍が練馬区 1通 750円	—	○	—	—
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)*1 除籍になった戸籍に記録されている方全員の証明	本籍が練馬区外 (戸籍の広域交付) 1通 750円	—	○	—	—
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)*1 除籍になった戸籍に記録されている方のうち、必要とする方だけの証明 ※本籍が練馬区外の方は本籍地の自治体でお手続きください。	1通 750円	—	○	—	—
	改製原戸籍謄本*1 法務省令などに基づき、戸籍の書式変更や電算化などの改製を行った際の全員の元の戸籍の写し	本籍が練馬区 1通 750円	—	○	—	—
	改製原戸籍謄本*1 法務省令などに基づき、戸籍の書式変更や電算化などの改製を行った際の全員の元の戸籍の写し	本籍が練馬区外 (戸籍の広域交付) 1通 750円	—	○	—	—
	改製原戸籍抄本*1 法務省令などに基づき、戸籍の書式変更や電算化などの改製を行った際の元の戸籍のうち、必要とする方だけの証明の写し ※本籍が練馬区外の方は本籍地の自治体でお手続きください。	1通 750円	—	○	—	—
	戸籍の附票の写し*1 各人の住所の異動を記録したもの	1通 300円	○*3	○	—	○
住民記録関係	身分証明書 禁治産、準禁治産、破産の宣告、破産手続開始決定および後見の登記の無いことを証明するもの ※本人以外は委任状が必要です。	1通 300円	○*3	○	—	—
	不在籍証明書 「××番地に○○の戸籍は無い」ことを証明するもの	1通 300円	○*3	○	—	—
	住民票の写し	1通 300円 *2(200円)	○	—	○	○
印鑑登録証明書	住民票記載事項証明書	1通 300円	○	—	—	○
	不在住証明書	1通 300円	○	—	—	—
	印鑑登録証明書	1通 300円 *2(200円)	○	—	○	○
住民税の課税(非課税)・納税証明書		1通 300円 *2(200円)	○	—	○	○
軽自動車税の納税証明書		1通 300円	○*5	—	—	—

※その他の証明書はお問い合わせください。

*1 本人、配偶者、直系血族以外の証明書を請求するときは、請求理由を具体的に示してください(法で定められた要件を満たさない場合は交付できません)。

*2 マイナンバーカードをお持ちの方がコンビニ交付サービスや練馬区民事務所に設置されている証明書発行機により発行する場合は、()内の金額で取得できます。

*3 練馬区民事務所を除く。石神井区民事務所は平日の午後5時から7時まで。

*4 練馬区民事務所、石神井区民事務所を除く。

*5 練馬区民事務所を除く。

*6 郵便局では、申請日現在、練馬区在住の本人および住民票上同一世帯の方のみ(住民税の証明書は、同一世帯の親族のみ)申請できます。他の区市町村への引っ越しなどで練馬区に住民登録がなくなっている方は利用できません。また、住民票記載事項証明書は、区の様式によるものに限りです。

*7 令和9年1月以降、電算システム更新に伴い、平日夜間の取り扱いができなくなる手続きがあります(「ねりま区報」・区ホームページなどでお知らせします)。

郵便局での住民票の写しなどの請求

問 (住民票関係) 戸籍住民課住民記録係 ☎5984-2796

問 (戸籍関係) 戸籍住民課戸籍第一係 ☎5984-4530

問 (税証明関係) 税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536

区内11か所の郵便局で証明書の交付を行っています。区民事務所窓口での取扱いと一部異なる場合があります。(取扱窓口・手数料の表▶32p参照)

証明書交付を取り扱う郵便局(区内11か所)

窓口	住所	窓口	住所
練馬桜台二	桜台2-17-13	練馬北町	北町1-32-5
練馬貫井	貫井5-10-4	練馬	高野台1-7-3
練馬春日南	春日町1-12-3	高野台駅前	高野台1-7-3
練馬土支田	土支田2-29-16	練馬関一	関町南1-6-1
練馬旭町	旭町2-43-11	練馬南大泉五	南大泉5-21-24
練馬田柄二	田柄2-19-36	大泉	大泉学園町4-20-23

利用時間 平日 午前9時～午後4時 ※土・日・祝休日、年末年始は受け付けません。

証明書のコンビニ交付サービス

問 区民事務所担当課調整担当係 ☎5984-1031

全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で証明書の交付を行っています。利用にはマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。

※15歳未満の方と成年被後見人の方は利用できません。
※戸籍の証明書は、本籍地が練馬区の方は取得できます。ただし、練馬区に住民登録がない方は、事前に利用登録が必要です。
※年金手続き用住民票など手数料が無料となるものは、窓口で取得してください。また、すでに取得された証明書の差し替えや返金はできませんのでご注意ください。
※区民事務所窓口での取扱いと一部異なる場合があります。(取扱窓口・手数料の表▶32p参照)

利用時間 午前6時30分～午後11時

※点検日は休止します。

オンラインによる請求

問 (戸籍関係) 戸籍住民課戸籍第一係 ☎5984-4745

問 (住民票関係) 戸籍住民課住民記録係 ☎5984-4745

問 (税証明関係) 税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536

戸籍関係の証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書・税の証明書などは、オンラインによる請求を受け付けています。手数料などの決済完了後、住民登録地へ郵送します。

※オンラインによる請求には、マイナンバーカード、署名用電子証明書の暗証番号、公的個人認証アプリが必要です。証明書の取得条件など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

※戸籍関係の証明書は練馬区に本籍がある、またはあった場合に限りです。
※税の証明書は▶39p参照

郵送による請求

問 (戸籍関係) 戸籍住民課戸籍第一係 ☎5984-4745

問 (住民票関係) 戸籍住民課住民記録係 ☎5984-4745

問 (税証明関係) 税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536

戸籍関係の証明書・住民票の写し・税の証明書などは、郵送による請求を受け付けています。郵送請求に必要な書類についてはお問い合わせください。

※戸籍関係の証明書は練馬区に本籍がある、またはあった場合に限りです。
※税の証明書は▶39p参照

英訳証明書

問 総務課総務係

☎5984-2600

区の発行する証明書(戸籍など)を英訳した証明書の発行については、事前にお問い合わせください。

証明手数料 1通300円

マイナンバーカード

問 練馬区マイナンバーカード事務センター

(平日午前9時～午後5時)

☎5984-4595

プラスチック製でICチップが付いたカードです。券面には、顔写真(申請時0歳の方を除く)、氏名、住所、カード有効期限、マイナンバー(個人番号)などが記載されます。ICチップ内には電子証明書(暗証番号が原則必要)を搭載できます。

※カードへの氏名フリガナ・氏名ローマ字の記載、在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードとの一体化、特急発行、国外転出者向けマイナンバーカードについては、お問い合わせください。

申請方法(新規申請、更新申請)

申請書を用いて、郵送、スマホ、パソコン、証明写真機で申請できます。これらの方法が困難な場合は事前にご相談ください。

※申請書がない場合は、電話、区ホームページ、区民事務所窓口で請求してください。

※詳しくはお問い合わせください。

受取方法(一般的な方法)

交付通知書(申請後1～2か月で区から届きます)と本人確認書類を持参して、区民事務所でお受け取りください(要予約※)。更新申請の方は新旧カードの交換になります(旧カードがない場合は有料になります)。

※カードを急いでお受取になりたいご事情がある場合は、事前にご相談ください。

電子証明書(公的個人認証)

受付・問合せ先 各区民事務所 ▶22・23p参照

コンビニ交付サービスの利用、マイナポータルへのログイン、e-Taxをはじめとする電子申請など通信回線を利用して行うさまざまな手続きの際に必要なになります。

※受付時間は、区民事務所にお問い合わせください。

電子証明書の種類(2種類)

署名用電子証明書

e-Taxなどの電子申請をする際に、改ざんなどが行われていないこと、本人が送信したことを証明するために使用します。

利用者証明用電子証明書

コンビニ交付サービス、e-Tax、マイナポータルなどのログインの際に、本人認証として使用します。

電子証明書の発行・更新

電子証明書の新規発行や更新を希望する方は、原則、本人がカードを持参し、区民事務所で手続きをしてください。

マイナンバーカード・電子証明書の暗証番号の初期化・再設定

暗証番号を失念した場合や、誤入力によりロックがかかってしまった場合は、区民事務所で初期化・再設定の手続きをすることができます。本人が有効なマイナンバーカードを持参し、手続きを行ってください。代理人による手続き方法はお問い合わせください。

※電子証明書のみ、コンビニエンスストアなどに設置されたキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定できます。スマートフォンと専用アプリが必要です。詳しくは、区ホームページでご案内しています。

国民健康保険

国保のしおり

国民健康保険について詳しく解説した「国保のしおり」を発行しています。

配布場所 国保年金課（本庁舎3階）、各区民事務所



加入・脱退の届出

問 国保年金課こくほ資格係

☎5984-4554

「届出人（代理人含む）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）」と「マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカードなど）」および下表の「必要なもの」をお持ちの上、14日以内に届出をしてください。

届出先 国保年金課こくほ資格係（本庁舎3階）、こくほ石神井係（石神井庁舎2階）、各区民事務所（練馬・石神井を除く）

	こんなときには	必要なもの
国保に加入する	職場の健康保険などの資格がなくなったとき	健康保険資格喪失証明書
	健康保険などの被扶養者からはずれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護決定通知書または保護受給証明書（廃止日が分かるもの）
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保を脱退する	職場の健康保険などに加入したとき	加入した方全員分の新しい資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受け始めたとき	保護決定通知書または保護受給証明書（開始日が分かるもの）
	死亡したとき	死亡届に基づき脱退となるため届出は不要です。
	75歳になったとき	届出は不要です。
その他	資格確認書などを汚損・紛失したとき	汚損したときは資格確認書など
	加入者の在留資格を短期滞在に変更したとき	パスポート・資格確認書など
	修学のため子どもが区外へ転出するとき	在学（園）証明書
	児童福祉施設に入所し住所変更したとき	在学（園）証明書
	障害者支援施設に入所し住所変更したとき	入所証明書

	こんなときには	必要なもの
その他	老人ホームなどの介護保険施設に入所または長期入院のために区外へ転出したとき	入所証明書

※職場の健康保険加入による脱退申請はオンラインでも手続き可能です。右の二次元コードから申請できます。



資格確認書・高齢受給者証

問 国保年金課こくほ資格係

☎5984-4554

▶ 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方と、新規で国保に加入する方に交付します。

▶ 資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの方が、簡単に健康保険の資格内容を確認するためのA4サイズの紙です。資格情報のお知らせだけでは医療機関・薬局を受診できません。

カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証とともに医療機関・薬局の受付で提示することにより、保険が適用されます。

▶ 高齢受給者証

70歳から74歳までの加入者の方でマイナ保険証をお持ちでない方に交付します。

医療機関・薬局にかかるときは、資格確認書と一緒に提示してください。マイナ保険証を提示して受診する場合、高齢受給者証の提示は不要です。

保険料

問 国保年金課こくほ資格係

☎5984-4554

保険料は①基礎（医療）分保険料、②後期高齢者支援金分保険料、③介護分保険料、④子ども・子育て支援金分保険料の合計額です。加入者人数、介護保険第2号被保険者（40～64歳）の該当人数、そして旧ただし書き所得をもとに世帯単位で計算されます。

保険料の納付

納付方法

問 収納課こくほ収納係

☎5984-4559

原則、口座振替での納付をお願いします。

▶ 口座振替

▶ 納付書（スマートフォンでの納付を含む）

▶ 年金から引き落とし（特別徴収）

納付相談

問 収納課納付相談係（納付案内センター）

☎5984-4547

保険料を納め忘れていたり方や事情のある方は、滞納をそのままにせず早めにご相談ください。

滞納をそのままにしておくと、滞納処分（差押え）を行うことがあります。

保険料・医療費が払えないとき

問 (保険料の減免) 国保年金課こくほ資格係

☎5984-4554

問 (医療費の減免) 国保年金課こくほ給付係

☎5984-4553

災害や傷病など、特別な事情で一時的に保険料や医療費(主に入院療養が対象)の支払いが困難なときに、減額・免除する制度がありますのでご相談ください。

保険給付

問 国保年金課こくほ給付係

☎5984-4553

療養費の支給	特定の理由により、医療費を全額負担したときは申請が可能です。審査・決定の上、国民健康保険の負担分を後日支給します。
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産時の世帯主に支給します。
葬祭費	国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬儀を行った方(喪主)に支給します。
特定疾病の認定申請	特定疾病に該当する方は、申請によりその診療にかかる1か月の一部負担金の自己負担限度額が1医療機関につき1万円または2万円となる受療証を発行します。
限度額適用認定証の申請	一部負担金が、高額療養費の自己負担限度額までの負担になる認定証を発行します。
入院時食事代の減額申請	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の場合、申請により、入院時の食事代が減額になる認定証を発行します。
高額療養費の支給	月の1日から末日までに受けた診療の保険適用分の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額が支給されます。
高額介護合算療養費の支給	医療費と介護保険サービスの自己負担額の合計が年間限度額を超えた場合に、超えた額のうち医療費の利用割合に応じた額を支給します。
交通事故や傷害によりけがをしたとき	事故などの治療で国民健康保険を利用する場合は届出が必要です。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査

問 健康推進課成人保健係

☎5984-4669

対象となる方には、受診券と案内を送付します。

特定保健指導

問 健康推進課健康づくり係

☎5984-4624

特定健康診査の結果から、生活習慣の改善の必要がある方には特定保健指導を行います。対象となる方には健康診査の結果説明時に、案内をお渡しします。

後期高齢者医療制度

加入

問 国保年金課後期高齢者資格係

☎5984-4587

加入者(被保険者)

- ・75歳以上の方(75歳の誕生日から自動的に加入)
 - ・65歳以上で一定の障害のある方(認定を受けた日から加入)
- ※生活保護受給者、在留期間が3か月以下または入国が医療目的の外国籍の方などを除く。

資格確認書

以下のいずれかに該当する方には、手続きなしで資格確認書が交付されますので、医療機関・薬局の受付で提示してください。

- ①マイナ保険証をお持ちでない方
- ②85歳以上の方全員
- ③84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない方

資格情報のお知らせ

84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されている方が、簡単に健康保険の資格内容を確認するためのA4サイズの紙です。資格情報のお知らせだけでは医療機関・薬局を受診できません。

カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証とともに医療機関・薬局の受付で提示することにより、保険が適用されます。

転入・転出時の手続き

転入したとき

都外から転入された方は、転入の手続きの際に、前住所地発行の「負担区分等証明書」をお持ちください。

窓口 各区民事務所→22・23p参照

転出するとき

転出後、資格確認書をお持ちの場合にはお返しください。転出先が都外の方は、転出届の際に、「負担区分等証明書」をご請求ください。

窓口 国保年金課後期高齢者資格係(本庁舎2階)、各区民事務所(練馬を除く)

保険料

問 国保年金課後期高齢者保険料係 ☎5984-4588

保険料は被保険者の所得や世帯の所得状況などに応じて、東京都後期高齢者医療広域連合で決めます。

納付

保険料は、原則として介護保険料が引かれている年金から引かれます。対象となる年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が対象となる年金の1回当たりの年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替で納めます。口座振替を希望される方はご連絡ください。

納付が困難なとき

特別な理由がなく滞納が続くと、財産の差押えを受ける場合もあります。災害などで一時的に納付が困難な方は、申請により減免される場合がありますので、ご相談ください。

給付

問 国保年金課後期高齢者資格係 ☎5984-4587

保険医療機関では、かかった医療費の1割、2割または3割の負担(自己負担額)で受診できます。

名称	内容
高額療養費の支給	1か月の医療にかかる自己負担額が、限度額を超過した場合は、その超過額が払い戻されます。該当する方には、診療月からおおよそ4か月後に広域連合からお知らせをお送りします。事前に申請する必要はありません。 ※申請期間は、原則診療日の翌月の1日から2年間です。
療養費の支給	次の理由で費用を全額負担したときは、申請をすると、審査の上、自己負担額を差し引いた額が後日支給されます。 ・やむを得ず資格確認書等を提示できずに治療を受けたとき ・医師が必要と認め、コルセットなどの治療用装具を作ったとき ・医師が治療上必要と認め、はり・きゅう・あん摩・マッサージなどを受けたとき ・海外で診療を受けたとき(日本での保険適用範囲に限る。また治療目的で渡航した場合は除く)
高額医療・高額介護合算療養費の支給	1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれの自己負担額(保険適用分)の世帯での合計額が自己負担限度額を超過した場合は、申請により超過額がそれぞれの制度から払い戻されます。
交通事故などでけがを負ったとき	事故の治療で後期高齢者医療を利用する場合は、届出が必要です。また、警察にも必ず届出をしてください。
葬祭費	被保険者が死亡し葬儀などを行ったときは、申請により葬儀を行った方(喪主)に支給します。
入院時食事代などの減額申請	世帯全員が住民税非課税の場合、自己負担限度額と入院時の食事代が減額される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

● 後期高齢者健康診査・長寿すこやか歯科健診 ➡52p参照

国民年金

練馬区国民年金パンフレット

問 国保年金課国民年金係

☎5984-4561

配布場所 国保年金課(本庁舎3階)、各区民事務所(練馬を除く)



年金への加入

加入対象者

強制加入の方

▶ 第1号被保険者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業・学生の方など

▶ 第2号被保険者

会社員や公務員などで厚生年金や共済組合に加入している方

▶ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

任意加入できる方

- ・海外に住んでいる日本人(20歳以上65歳未満)
- ・60歳以上で受給資格を満たしていない方、年金額を増やしたい方

加入、変更などの手続き

問 国保年金課国民年金係

☎5984-4561

本人確認とマイナンバーを確認できるものをお持ちください。

届出先 国保年金課国民年金係(本庁舎3階)、各区民事務所(練馬を除く)

こんなとき	必要なもの
厚生年金をやめたとき(60歳前に退職したとき)※1	年金手帳または基礎年金番号通知書 退職年月日のわかるもの
配偶者(厚生年金加入者)の扶養からはずれたとき	年金手帳または基礎年金番号通知書 扶養からはずれた年月日のわかるもの
付加保険料を納めたいとき・やめたいとき	年金手帳または基礎年金番号通知書
共済組合に加入したとき※2	年金手帳または基礎年金番号通知書 加入年月日のわかるもの(事前にお問い合わせください)

※1 扶養している配偶者がいるときには併せて届出をしてください。

※2 厚生年金に加入したときは原則として自動的に資格を喪失しますので手続きは必要ありません。

※任意加入の手続きについてはお問い合わせください。

保険料

納付

問 練馬年金事務所

☎3904-5491(代)

年金事務所から送られる納付書で、お近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納めるか、口座振替・クレジットカード・電子(キャッシュレス)決済により納めてください(区役所・年金事務所では、保険料の納付はできません)。

国民年金保険料は税の社会保険料控除の対象となります。

免除・納付猶予

問 国保年金課国民年金係

☎5984-4561

第1号被保険者(強制加入)で保険料を納めることが困難な方は、免除の制度があります。また、50歳未満の方を対象とした納付猶予制度や、学生の方を対象とした学生納付特例制度、生活保護の生活扶助や障害年金を受給している方を対象とした法定免除制度、出産される方を対象とした産前産後期間などの免除制度があります。詳しくはお問い合わせください(区民事務所では、免除・納付猶予の手続きはできません)。

年金の相談窓口

国保年金課国民年金係 ☎5984-4561

国民年金のみの相談

練馬年金事務所 ☎3904-5491(代)



日本年金機構 「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

年金相談に関する一般的なお問合せ

年金の受給

問 練馬年金事務所

☎3904-5491(代)

受給要件を満たした方は各自で請求の手続きをしてください。請求先や必要なものは、年金の種類により異なります。年金事務所へ事前にお問い合わせください。

※下記の年金の請求手続きは、国保年金課国民年金係(☎5984-4561)でも受付できます。事前にお問い合わせください。

種類	受給要件
老齢基礎年金	年金加入期間が第1号被保険者期間のみで、かつ10年(120月)以上保険料を納めた方が、65歳になったとき
障害基礎年金	①第1号被保険者期間中、または被保険者期間満了後基礎年金を受給するまでに初診日がある病気やけがによって障害の状態となり、次の条件を満たした場合 ②国民年金法に定める1級または2級の障害に該当していること ③初診日の前日において一定の納付要件が満たされていること ④初診日が20歳前で、傷病により上記②の障害の状態にあるとき(本人限度額以上の所得や公的年金などを受けている場合は支給額に制限あり)
遺族基礎年金	次のいずれかに該当する方が死亡したとき、その方と生計維持関係にあった子のある配偶者またはその子に支給 ※対象となる子は「18歳到達年度の末日を迎えていない子」または「障害がある20歳未満の子」です。 ①国民年金に加入している方。ただし死亡日の前日において一定の納付要件が満たされている必要があります ②国民年金に加入していた方で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方 ③保険料納付済期間、免除期間などを合わせて25年以上ある方
寡婦年金	夫が第1号被保険者として受給資格期間を満たした後、年金を受けずに死亡したとき、妻に60歳から65歳までの間支給。ただし妻は夫に生計を維持され10年以上婚姻関係があること
死亡一時金	3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡したとき

税金

区税つうしん

問 税務課管理係 ☎5984-4532

区が課税・徴収している「特別区民税・都民税(住民税)」「軽自動車税」「特別区たばこ税」「入湯税」などについて説明しています。

配布場所 税務課・収納課(本庁舎4階)、各区民事務所



相談や問合せ

住民税など

▶ 特別区民税・都民税(住民税)、森林環境税、軽自動車税

問 税務課、収納課 ☎3993-1111(代)

都税

▶ 固定資産税、不動産取得税など

問 練馬都税事務所(豊玉北6-13-10) ☎3993-2261

▶ 個人事業税、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税

問 豊島都税事務所(豊島区西池袋1-17-1) ☎3981-1211

事業所税

問 新宿都税事務所(新宿区西新宿6-13-1
住友不動産新宿セントラルパークビル2階~5階)
☎3369-7151

自動車税

問 東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066

国税(所得税、消費税、相続税、贈与税など)

問 練馬東税務署(栄町23-7) ☎6371-2332

管轄区域 下記練馬西税務署の管轄区域以外の地域

問 練馬西税務署(東大泉7-31-35) ☎3867-9711

管轄区域 石神井町、石神井台、上石神井、上石神井南町、下石神井、立野町、関町東、関町南、関町北、東大泉、西大泉、西大泉町、南大泉、大泉町、大泉学園町

課税

特別区民税・都民税(住民税)、森林環境税

問 税務課区税第一~第四係 ☎5984-4537

住民税は、区や都が行う行政サービスに必要な経費をその住民の方々が広く負担するものです。税額は、所得金額等に応じて負担する所得割額と、一定以上の所得がある方が一律に負担する均等割額との合計額です。

森林環境税は、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保するために創設された国税です。1人年額1,000円が区により住民税均等割と併せて課税されます。

▶ 課税される方

①1月1日に練馬区に住んでいて、前年中に条例で定められた以上の所得がある方

※1月2日以降に練馬区外に転出しても練馬区で課税されます。

②1月1日に練馬区外に住んでいて、練馬区内に事務所、事業所などがある方(練馬区では均等割のみ課税)

※森林環境税は課税されません。

▶ 申告書の提出が必要な方

前記①②に該当する方は、「特別区民税・都民税申告書」を区役所に提出してください。

※ただし、①のうち、次の方は提出不要です。

(ア)税務署に所得税の確定申告書を提出した方

(イ)所得が給与や公的年金だけで、勤務先や年金支払先から区に支払報告書が提出されており、医療費控除など控除内容に変更・追加のない方

※前年中の所得がない、または少ないため、課税されない方でも、所得金額の記載のある非課税証明書の交付や国民健康保険等の保険料の軽減などを受けるためには、住民税の申告が必要になります。

軽自動車税

問 税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536

4月1日にバイクや軽自動車、小型特殊自動車などを所有している方に1年分の税額が課税されます。

バイク・軽自動車などの手続き(申告)→76p参照

納税

納付方法

問 収納課個人収納係 ☎5984-4542

▶ 窓口での納付

銀行、信用金庫、農協、郵便局、コンビニエンスストア、区役所本庁舎4階収納課窓口、各区民事務所(練馬を除く)

▶ スマートフォンによる納付(普通徴収・軽自動車税)

- ・モバイルレジ
- ・電子マネー

対象アプリ PayPay・au PAY・d払い・楽天ペイ

※電子マネーの対象アプリに変更が生じる場合があります。最新情報は区ホームページをご覧ください。

※コンビニエンスストア、スマートフォンによる納付はバーコードが印刷されている30万円以下の納付書に限ります。

▶ ペイジーによる納付(普通徴収・軽自動車税)

インターネットバンキング、ATM

▶ 口座振替(自動払込)(普通徴収のみ)

▶ eLお支払いサイト(軽自動車税のみ)

納付相談

問 収納課納付相談係(納付案内センター) ☎5984-4547

病気や災害、退職や事業の廃止などの理由により期限内の納付が困難なときは、ご相談ください。

滞納をそのままにしておくと、延滞金が増加されます。また、滞納処分(差押え)を行うことがあります。

納付案内

問 収納課納付相談係(納付案内センター) ☎5984-4547

納期限を経過しても納付が確認できない場合、電話・自動音声・SMS(ショートメッセージ)・訪問による納付の案内を行っています。

実施時期 土・日・祝休日を含む午前9時～午後8時
※業務の一部を委託しています。
※訪問員は、身分証を携帯しています。
※電話などでATMからの振込を案内することはありません。「振り込み詐欺」にご注意ください。

税の減免

特別区民税・都民税(住民税)、森林環境税

問 税務課区税第一～第四係 ☎5984-4537

▶ 特別区民税・都民税(住民税)

- 生活保護法の規定による扶助を受けている方
- 失業等で生活が著しく困難となり、当分の間この状況の回復の見込みがないと認められる方(生活保護基準を下回る程度まで生活に困窮されている方)
- 災害等により自己が居住する住宅または家財に甚大な被害を受けた方(世帯員のうち納税者が2名以上いる場合は、そのうち1名が減免対象)
詳しくは、お問い合わせください。

▶ 森林環境税

免除の要件など詳しくはお問い合わせください。

軽自動車税

問 税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536

次に該当する場合は、納期限(5月末)までに減免の申請をしてください。詳しくはお問い合わせください。

- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 災害により自己が居住する住宅に甚大な被害を受けた方
- 心身に一定の障害のある方(または同一生計者など)が軽自動車などを所有し、一定の条件で運転している場合(普通自動車を含め1台に限る)
- 車検証の車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」または「入浴車」などである場合

税の証明書

問 税務課税証明・軽自動車税担当 ☎5984-4536

区で発行する税の証明

税の種類	証明書の種類	手数料
特別区民税・都民税(住民税)※1	課税証明書 非課税証明書 納税証明書※2	1通300円※3
軽自動車税	納税証明書	1通300円 ※車検用は無料

※1 区役所に住民税の申告をしてから証明書が交付できるまで、日数がかかります。詳しくはお問い合わせください。

※2 納税証明書は、納めた金額が証明書に記載されるまで、2週間程度かかります。直ちに納めた金額の証明書が必要な場合は、お問い合わせください。

※3 コンビニ交付サービスや練馬区民事務所に設置されている証明書発行機により発行する場合は200円。

▶ 申請に必要なもの

本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※代理人が申請する場合は、本人確認ができるもののほかに、委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▶ 取扱窓口

税務課税証明・軽自動車税担当(本庁舎4階)

各区民事務所→22・23p参照

区内11か所の郵便局→33p参照

※軽自動車税は、練馬区民事務所、郵便局を除く

▶ 時間外の取扱窓口 →24p参照

▶ 郵送申請

各証明は、郵送による交付申請ができます。なお、住民税の証明書は本人申請のみ受け付けます。必要な書類についてはお問い合わせください。

▶ オンライン申請

各証明は、オンラインによる交付申請ができます。ただし、軽自動車税の証明書は、法人または代理人によるオンライン申請はできません。必要なものなど詳しくは、区ホームページでご案内しています。

▶ コンビニエンスストア・証明書発行機で取得するとき(住民税のみ) →33p参照

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機と練馬区民事務所に設置されている証明書発行機で取得できます。

※利用にはマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。

都税・国税の証明書

都税・国税の証明書は下記にお問い合わせください。

▶ 都税(固定資産税・法人事業税・個人事業税など)

練馬都税事務所(他の都税事務所でも発行可)

☎3993-2261

▶ 国税(所得税・消費税・相続税・贈与税など)

練馬東税務署 ☎6371-2332

練馬西税務署 ☎3867-9711